

日本テキサス・インスツルメンツ株式会社

標準購買契約約款

一般規定

売主は、日本テキサス・インスツルメンツ株式会社（以下「TI」という）からの注文書（以下「本注文書」という）の受諾もしくはその履行をすることにより、本契約約款（以下「本契約」という）に規定する諸条件を遵守することに同意する。売主が受諾した本注文書は、本契約に規定する諸条件のみが適用されるものであり、いかなる場合においても、売主の取引条件は適用されない。また、本注文書に基づき物品、役務または業務を TI が受諾した場合でも、売主の取引条件に TI が同意したものとは見做されない。売主は、留保条件付の出荷を行うことができないものとする。

1. 変更

本契約に規定する諸条件の変更、改定、権利放棄、追加もしくは修正は、それが適法な権限を有する TI の役員または購買責任者が署名もしくは記名捺印した書面による場合に限り、その効力を有するものとする。

2. 適用法

本契約は、日本国法に準拠して解釈されるものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）は、本契約に適用されない。本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

3. 法の遵守

売主は、いかなる場合も、適用される全ての法令等を遵守することに同意する。また、TI は、売主が自己の取引先に対して、関連法令等を認識、理解、かつ、遵守させることを推進していることを期待する。売主は、TI が要求する場合、TI が指定する様式を用いて、法令遵守に関する証明書を TI に対して速やかに提出することに同意する。

4. 倫理的行為

売主は、最高度の倫理的基準をもって、本契約に基づき物品の供給および役務の提供を行うことに同意する。TI は、倫理的に行動し、かつ、次のいずれの行為にも関わらない取引先を売主が自ら選択していることを期待する。

- (1) 利益相反取引を生じさせる行為
- (2) TI を困惑させる行為
- (3) TI の評判を毀損させる行為

また、売主は、(i) 社内文書記録の透明性と正確さを維持し、(ii) 競争に関するデータ、秘密情報およびその他知的財産を適法にかつ誠実さをもって取扱うものとする。売主は、贈収賄（公務員・政治家に限らず、私人間も含む）またはキックバックを含む不正行為を行わない。

5. 責任あるサプライチェーン

売主は、TI グループが制定する **Supplier Environmental and Social Responsibility** (サプライヤーの環境と社会的責任に係わる方針) と **Supplier Code of Conduct** (サプライヤー行動規範) に定める、自身に適用される **TI Supply Chain Responsibility** (サプライチェーン責任) の要求事項を遵守することに同意する。かかる方針および行動規範の規定は、定期的に更新され、<http://wpl.ext.ti.com> に掲載される。TI が要求した場合、売主は、自身のサプライチェーン責任の活動に係わる自己評価質問票を毎年記入し、検証のため実施される監査を受けることに同意する。

6. 労働者に対する非差別的待遇と人道的処遇

- (a) 売主は、職務遂行能力に基づき労働者を雇用するものとし、個人的な特性や信念に基づくものであってはならない。
- (b) 売主は、強制労働、囚人労働、もしくは、借金による強制労役を含む年季奉公契約労働、または、国際労働協定の最低年齢 (ILO-C138) および児童労働者 (ILO-C182) の規定に違反する非合法の児童労働者を使って、製品 (部品を含む) の生産、製造、採掘、組み立て等が行われていないことを保証する。売主は、労働者の意思に反して、いかなる期間も雇用関係の維持を労働者に強制してはならない。売主が自身の労働者に社宅等の居住場所や社員食堂を提供する場合、これらは安全かつ衛生的な方法で運営・維持されなければならない。
- (c) 売主は、自身の労働者に対して、安全、健全かつ公正な労働環境を提供する。これには、売主の適切な事業運営管理も含まれ、長時間労働が非人道的な労働環境を生み出してはならない。売主は、法定最低賃金以上の賃金を労働者に支払う。また、売主は、別途法令で禁じられている場合を除き、労働者が自ら選択した組合に自由に加入し、または、加入しないことを選択できることを保証する。
- (d) TI は、機会均等雇用者であり、また、米国連邦政府の請負会社や下請会社でもあることから、適用がある場合には、売主は、米国連邦法令集 (Code of Federal Regulations) の機会均等規定 (41 CFR 60-1.4(a)、41 CFR6-300.5(a)および 41 CFR60-741.5(a)) に定める要求事項に遵守し、かつ、これらの規定は、参照することにより本契約に組み込まれるものとする。かかる規定は、能力がある個人を、保護された退役軍人や障害者としての地位に基づき差別することを禁止し、また、人種、肌の色、宗教、性別または出身国に基づくすべての個人に対する差別を禁止する。さらに、これらの規定は、該当する元請業者および下請業者が、人種、肌の色、宗教、性別、国籍、保護された退役軍人の地位または障害を考慮せず、個人を雇用する積極的な措置を講じていることを要求する。売主は、米国連邦労働法に規定する従業員の権利に係わる通知に関して、適用される範囲で、米国大統領令 (Executive Order) 第 13496 号 (29 CFR Part 471, 別紙 A のサブパート A) に定める要求事項に遵守することに同意する。

7. 反社会的勢力の排除

売主は、TI に対し、自己の役員および従業員が、現在および将来において、(i)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体 (以下、総称して「反社会的勢力」という。) でないこと、(ii)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または故意に便宜を供給していないこ

と、(iii)自ら認識しながら反社会的勢力と関係を有しないこと、または、(iv)自らまたは反社会的勢力をして、TI に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、TI の名誉や信用を毀損せず、また、TI の業務を妨害しないことを表明する。売主が本条に違反した場合、TI は売主に対する事前通知を行うことなく、本注文書を終了することができる。かかる終了が原因で売主が被った損失または損害について、TI は一切責任を負わない。

8. 情報の保護

- (a) いずれの当事者も他方当事者の書面による事前の同意（当該同意は、正当な理由なしに保留または遅延されてはならない）なしに、本注文書の存在および条件その他関係する情報を公表もしくは第三者（ただし、本注文書に米国政府との契約である旨の規定または下請契約番号がある場合には、米国政府を除く）に開示し、また、本注文書に関して広報活動を行ってはならないものとする。TI による明確な書面の同意がない限り、本注文書は、(a) TI の知的財産権、(b) TI の商標、商号、社名またはロゴの販促資料、ウェブサイト、プレゼンテーション、プレスリリースその他形態での使用、かつ、(c) 照会先として TI を使用することについての権利について、明示的または黙示的にかかわらず、売主に許諾または移転されたものとは見做されないものとする。本条項は、本注文書の終了後も有効に存続する。
- (b) 売主が TI に開示する如何なる知識または情報も、別途売主と TI 間で秘密情報に関する TI の義務を定めた秘密保持契約書を適正に締結し、TI が売主から秘密情報を受領することに同意していない限りは、秘密情報とみなされず、TI は、何ら制約を受けることなく当該情報を利用および第三者に開示できるものとする。
- (c) 売主は、個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）を収集・処理・使用している場合は、個人情報保護法およびその関連法令等を遵守することに同意し、かかる関連法令等で要求される技術的、組織的、物理的安全管理措置を講じ、また、それを維持、更新し、かつ、常時制御する。これは、個人情報の偶発的または不正な破壊、消失または改変ならびに不正開示もしくは不正アクセスを防ぐものでなければならない。売主は、すべての個人情報を秘密として取扱い、TI の書面による事前承諾なしに、本注文書に基づき遂行する業務以外に個人情報を使用してはならない。売主は、TI の書面による事前承諾なしに、如何なる第三者にも個人情報を移転してはならない。

9. 一般補償

- (a) 売主は TI ならびにその執行役員、取締役、社員、使用人、代理人、関連会社、下請業者、後継者および譲受人（以下、総称して「免責される者」という）に対し、次に定義する「請求等」について、適用される法律によって認められる最大限の範囲まで補償し、防御し、保護し、救済することに同意するものとする。「請求等」とは、次に定義する「責任等」に起因する、もしくはそれらに関連する、あらゆる賠償請求、訴訟、法的請求、損害、判決、付随的、結果的、直接のおよび間接的な損害、違約金、罰金、債務ならびに費用（正当な弁護士費用、コンサルタント費用ならびに裁判費用を含むが、これらに限定されないものとする）をいう。「責任等」とは（1）本契約に基づき実施された業務、（2）売主、その請負業者、下請業者、使用人、代理人およびこれらに直接のおよび間接的に雇用されている者や管理下にある者の作為、不作為、過失、重過失、故意、不法行為における

無過失責任、または明示的であるか黙示的であるかを問わない保証に対する違反、(3) 売主、その従業員、請負業者、下請業者、使用人および代理人が本注文書の発効日またはそれ以降に適用法令等の遵守を怠ること、および(4) 売主、その従業員、代理人、請負業者、下請業者による本契約の各条項の違反をいう。この責任等には負傷、疾病、死亡（対象は限定されず、売主またはすべての下請業者の従業員も含まれる）、および無過失責任に基づく賠償請求や動産または不動産の損害に対する賠償請求を含むが、これらに限定されるものではないものとする。本条項に基づき売主に課される補償義務は、請求等または責任等が、免責される者の不注意または無過失責任に起因し、または、その寄与があったとしても、全ての請求等と責任等に適用される。本条項は、労働者災害補償法令その他の救済または福利厚生関連法令に基づき売主に支払われる賠償金、補償金もしくは給付金の金額や損害の種類に制限されない。本契約に別途規定がある場合でも、本条項は、本注文書の終了後も有効に存続する。本条項の規定にかかわらず、米国テキサス州の **Insurance Code Section 151.001 ET seq.** が、免責される者それぞれについて、本注文書に適用される場合、売主は、当該請求につき、当該免責される者、その代理人、従業員またはその者の管理監督下にある第三者の過失もしくは法令等の違反または本契約の不履行により生じたものであることを管轄権のある裁判所が最終判断を下し、(控訴された場合には) 控訴審でも維持された範囲で、当該免責される者を補償し、防御し、または、免責することを要しないものとする。

- (b) 当事者の相対的負担責任が決定するまでの防御費用負担の取り決めに関する手順: 前項の規定にかかわらず、請求等が、免責される者、もしくは、その代理人、従業員またはその者の管理監督下にある第三者の過失もしくは法令等の違反または本契約の不履行により生じたものであると主張された場合、売主は、当該免責される者の防御費用について、管轄権のある裁判所が最終判断を下し、(控訴された場合は) 控訴審でそれが維持されるまでの間、折半して負担することに同意し、最終判断がなされた時点で、売主が負担する防御費用について、決定の上調整する。

10. 保険

売主は、TI が満足する填補金額の保険を有効に付保し、かつ保持するものとする。これには、企業総合賠償責任保険、自動車責任保険、労働保険（売主が事業を行う国におけるもの）および社会保険を含むが、これらに限られないものとする。

11. 検査品質システム

- (a) 売主は、TI および TI の顧客（本注文書に米国政府との契約である旨の規定または下請契約番号がある場合は米国政府代表者も含む）が、本注文書のもとに供給される物品および役務の品質を確認するために、売主の施設内の全ての工程に立ち入り検証することを同意する。検証は、売主の施設の実地評価と監査ならびに品質管理プログラム乃至仕入先監査からなる。かかる検証で確認された欠陥について、売主は最も迅速な方法で修正するものとし、TI がそれを認証する場合もある。売主は、当該検証に従事する個人の安全と便宜に対する適切な全ての合理的な施設と援助を提供する。売主は、本契約に基づく必要な業務を外注する場合、かかる外注先に対し、本条項に規定するものと同様の効果をもたらす適切な条項を外注先との契約に含めるものとする。本条に基づき、TI または TI の顧客が実施する検査は、物品や役務を受諾したことを意味するものではなく、欠陥もしくは隠れたる瑕疵の

ある物品を売主に返却する権利を TI が放棄するものではないものとする。

- (b) TI が発行する本注文書に別途規定がない限り、売主は、売主の製造工程が、本注文書に適用される図面、仕様、技術変更、追加的要求の技術的要求事項に合致する事を保証する。売主は、当該技術的要求事項を充たしていることが十分確認できる検査システムを保持する。さらに、TI の要請があれば、売主は当該検査システムが導入され、稼働中であることを示す客観的証拠を TI に提示する。
- (c) 売主は、TI グループの **General Quality Guidelines for Suppliers** (サプライヤーの品質ガイドライン) を遵守する。これは、定期的に更新され、<http://wpl.ext.ti.com> で入手できる。

12. 受領および保証

(a) 物品

本契約に別途異なる規定がない限り、TI は、本注文書に規定された TI 施設に物品が到着し、かつ、TI による合理的な検査が終了しない限り、かかる物品の受領は行わない。TI が拒絶した物品は、売主の費用負担で返却することができ、かかる場合、売主は、購入価格全額の返金を TI に行う。TI は、自己の選択により統計的抽出方法で受領した物品のサンプル検査を行なうことができる。かかるサンプル検査で、受領した物品の一部から欠陥が発見された場合、TI は、ロット全部の受取りを拒否することができる。TI は、受取り拒否をしたロットを自己の選択により売主に返却し、代替品の納入もしくは支払済み代金の返還を請求するか、または、売主の費用負担で全数検査を行うことができるものとする。TI が物品受領時に行なう検査は条件付受諾であり、最終製品への組入れ、もしくは最終製品のテストの際、又はその後に見つかった欠陥を有する物品を TI が売主に返却する権利を放棄するものではない。

売主は、本注文書に基づき売主が供給した全ての物品が、TI より提供されたもしくは本注文書で言及された仕様書、図面、サンプルおよびその他の要件に合致することを保証し、更に物品の良好な材質、良好な仕上がり、製造上および設計上の欠陥がないこと、商品性を有する品質ならびに意図した目的に合致するものであることを保証する。これらの売主の保証は、TI とその顧客を対象とする。TI が売主の行った設計を承認することは、売主が本条に定める保証をする義務を免除するものではない。売主の保証は、本注文書に記載された期間、もしくは、記載がない場合は TI が売主から物品を受領してから 3 年間または売主が指定したそれより長い期間、効力を有するものとする。売主は、本注文書に基づき出荷される全ての物品が、TI より提供された、または、本注文書で言及された仕様書、図面、サンプル、その他の要件に全ての点において合致したものであることを出荷によって保証することに同意する。売主は、TI またはその委任を受けた者が、上記仕様書および図面に合致しているか否かを審査または試験を行うために、当該審査または試験に必要とされる物品およびその部品に関する製造・加工資料および検査報告書につき、これらの者が入手できるようにする。売主は、仕様書、図面または本注文書に特に定められている場合は、上記要件を満たしていることの証明書を出荷毎に当該物品に添付するものとする。

売主は、売主の費用負担かつ TI の選択により、本契約に規定する保証条件に合致しない物品につき、速やかに修理もしくは交換、または、TI が支払った当該物品の代金を返還しなければならない。かかる物品の返送に関して生じた費用は、売主が負担し、また、当該物品は料金着払いで売主に返却されるものとする。売主は、代替品を料金先払いで送付するものとし、その入手が納入計画等から緊急を要するこ

とを TI が示した場合は、割り増し輸送費用も負担する。本契約に規定する保証条件に合致しない物品が TI の販売する製品に組み込まれている場合、または、かかる物品が TI の直接または間接の顧客に損害を及ぼした場合、売主は、当該物品（もしくはそれを組み込んだ製品）のリコールもしくは返品に伴い TI が負担する全ての合理的な費用および違約金等を TI に補償する。

(b) 役務

売主は、本注文書に基づき提供される役務が、当該役務と同様の性質を有する役務を提供する通常の経験者が有すべき専門的スキルおよび配慮を下回らない者をもって提供されることを TI に保証する。さらに、売主は、当該役務が本注文書に定める目的に合致し十分であることを保証する。

13. TI 財産

本契約に別途異なる規定がない限り、売主は、TI が対価を支払う全ての物品、図面、ダイ、パターン、ツール、知的財産、その他の品目の完全かつ明らかな所有権および権原を TI に譲渡するものとし、また、これらを TI に対して譲渡する権利があることを保証する。売主は、これらの品目を良好な状態で提供しなければならない。本契約に別途異なる規定がない限り、TI が売主に提供した品目の所有権は TI に帰属するものとする。売主は、TI が提供した品目および TI に提供する品目を、合理的な消耗を除き、良好な状態で保存し、本注文書の業務が完了もしくは終了した場合、または、TI が要求する場合には何時でも、TI に返却する。TI が提供した、または、TI が使用または TI に対して納品するため、もしくは、TI への供給のために売主自身が使用することを目的に売主が作成した、いかなる図面、ダイ、パターン、ツール、その他品目も、売主は事前の TI の書面による同意なしに、TI への供給目的以外に使用することは出来ない。但し、米国政府が TI との契約に基づきそれらの品目に権利を有している場合は、事前に TI に書面で通知することで、米国政府への直接販売のための当該品目の使用が認められるものとする。本注文書を履行するために TI が原材料、装置、図面、ダイ、パターン、その他の品目を提供した場合、損失もしくは損傷のリスクは、売主による発送時から、それが再配送され、かつ、TI がそれを受領する時まで、売主がすべて負担するものとする。

14. 成果物に関する権利

(a) 本注文書の履行過程で、売主は、有体物もしくは無体物、書面、資料、データベース、デザイン、ディスク、テープ、プログラム、ソフトウェア、アーキテクチャ、ファイル、その他の資料によって発明、発見、改良、コンセプト（以下、総称して「成果物」という）を考案し実用化することができる。成果物の著作権、マスクワーク（回路配置利用権）、特許権、意匠権、データベースの権利、ノウハウ、営業秘密、その他の秘密情報、その他全世界の類似の権利（登録の有無に拘らず、また、出願申請も含み、以下「知的財産権」という）は発案時から TI の独占的所有物である。すべての成果物は、著作権法その他適用される法律の要件に合致する限りにおいて売主の創作開始時から発注者である TI の独占的所有物と見做される。法律の定めにより、成果物が創作開始時から発注者の独占的所有物と見做されない場合、著作権を含む成果物の全ての知的財産権は創作開始時もしくは法が許容する最先の時に自動的に TI に譲渡されるものと見做される。売主は譲渡に同意し、成果物の全ての知的財産権を TI に譲渡するものとする。TI は、売主がなした成果物を、売主に追加の支払をすることな

く、TI が適切と思料する方法で、使用、編集、改変、翻訳、出版、譲渡、販売する独占的世界的な権利を有する。成果物は TI の秘密情報と見做され、TI の事前の書面による同意なしに TI 以外に開示してはならず、売主その他が使用してはならない。

- (b) 前項の規定に拘らず、売主とそのライセンサーは本注文書の発行前に売主が開発、取得または作成した全ての既存の知的財産（有体物、無体物であることを問わない。以下、総称して「既存の権利」という）の所有権を有する。売主の既存の権利が、本注文書に基づき TI に提供される物品および成果物の両方もしくはいずれか一方に組み込まれている場合、または必須の構成要素である場合、売主は TI とその子会社および関係会社に、既存の権利を製造し、製造させ、使用、複製、改変、販売、表示する、永久、無償、取り消し不能、世界的、非独占的、譲渡可能な（サブライセンス権利を含む）ライセンスを許諾するものとする。売主は、事前に、TI に提供する、既存の権利が組み込まれた、もしくはそれが必須的構成要素となる物品および成果物の両方またはいずれか一方について通知しなければならない。

15. 特許権および著作権

- (a) 売主は、本注文書が要求する物品および成果物の両方またはいずれか一方の購入、使用、販売がライセンス契約に違反し、または、第三者の知的財産権、商標権またはサービスマークの侵害もしくは不正使用を生じさせ請求等（本契約第 9 条(a)で定義する）がなされた場合、その請求等から TI、その役員、従業員、代理人および買主（間接そして直接の）を自らの費用で防御し、TI 等が被った損害を補償しなければならない。(a) 売主が TI から提供を受けた商品デザインに遵守した場合、または (b) 売主の許可のない変更を TI が売主の商品に行なった場合に起因する範囲で、売主は、その侵害に係わる防御もしくは損害補償義務から免責される。
- (b) 本注文書に基づき、売主が TI に提供する物品もしくは成果物が第三者の知的財産、商標権の侵害および不正競争の両方またはいずれか一方のクレームの対象になる可能性があるとして TI が判断した場合、売主は自らの単独の費用負担で、TI がその物品や成果物を使用続けるための権利を取得しなければならない。売主は、かかる権利を取得できない場合、(1) その物品もしくは成果物を改良して同等の機能を維持すると同時に非侵害および／または不正競争のクレーム対象外とする、もしくは (2) 非侵害品および不正競争クレームの対象にならない、同等の機能を有する物品もしくは成果物に交換しなければならない。本条項は前条項に何ら影響を与えるものではない。

16. 正規品保証

売主が本注文書に基づく取引を行うため、一または複数の部品や材料（これには、半導体、集積またはディスクリット回路、薬品、金属（純金属・複合金属・合金）を含む）を調達する必要がある場合、売主は、かかる部品や材料をその正規メーカーまたは正規代理店からのみ購入する。売主は、当該部品や材料の調達に、最終的に正規メーカーから流通されたものであることを証明するすべての文書を確認し、これを保管しなければならない。さらに、本注文書に基づく業務を遂行するため、売主が部品や材料を自ら使用するため第三者から調達する場合、売主は、本条に規定するものと同等の義務を当該第三者に課さなければならない。本条の違反は、本注文書の重大な違反と見做されるものとする。

17. 変更

- (a) TI は、本注文書が対象とする作業の図面、仕様または指示を変更する場合がある。かかる場合、売主はその変更通知に従うよう努めなければならない。変更が売主の履行に要する費用もしくは時間を増減することになる場合、売主は当該変更通知を受領後 5 営業日以内に、価格もしくは納期の調整要請を書面にて通知する。両当事者は、価格もしくは納期の調整を誠実に協議するものとする。かかる調整は、いかなる場合も両当事者の権限を有する代表者により書面で合意されなければならない。
- (b) 売主は、事前の TI の書面による合意なしに、TI に販売する物品の形状、適合性、機能を変更するような、製造、原材料、テスト、構造、その他のいかなる変更もしてはならず、またいかなる仕様または必要条件の変更もしてはならない。

18. 解約

- (a) TI は、売主が第 4 条に規定する倫理的行為基準を遵守しなかった場合等、本契約の条項を遵守しなかった場合、本注文書を、売主に書面にて通知することによって何時でも解約できる。
- (b) TI は本契約に従って履行される作業の全部または一部を、売主に書面にて通知することによって何時でも理由なしに解約できる。解約通知には解約の範囲と解約日が規定されなければならない。売主は解約通知を受領後直ちに作業停止、追加の注文または外注に関する指示に従わなければならない。解約通知から 3 ヶ月以内に両当事者は、解約前に売主が履行した作業に対して TI が売主に支払う対価、および、前払い金がある場合に売主が履行しなかった作業に対して売主が返還する前払い金について誠実に協議するものとする。売主は TI が賠償する損害を可能な限り最小にするものとし、いかなる場合も売主への賠償額は、売主が解約前に履行することを認められていた作業もしくは他の作業に転用することが出来ない原材料および仕掛品の公正な市場価格、もしくは、実価格のより少ないほうを限度とする。解約に伴う期待利益の損失、結果的もしくは偶発的損害は TI に対して請求できないし TI は責任を負わない。本条項に基づく解約は契約不履行と見做すことはできない。本条項は、TI が正当な理由により本注文書を解約する権利を限定することもないし、それに影響を与えることもない。本条項は正当な理由による解約には適用されない。

19. 責任制限

如何なる場合も、TI は売主に対して本注文書に起因するまたは関連する特別損害、間接的、偶発的もしくは結果的な損害を賠償することも責任を負うこともない。これらの損害の可能性を事前に知らされていても同様とする。本注文書の条項に違反した場合における TI の売主に対する責任は、本注文書に従い納品され受領された物品または役務の対価を限度とする。

20. 価格

- (a) 第 17 条（変更）に規定されている場合を除き、本注文書に記載された価格を上回る値上げ出荷については、価格の食い違いが解決するまで、TI は支払いを遅らせることができ、解決した時から下記に定められた支払い期間、条件が適用される。売主が本注文書に記載されたものと類似の装置および材料の両方またはいずれか一方に対し一般的に適用される値下げ価格を提示する場合、本注文書に記載された品目に同等の値下げが自動的に適用されるものとする。

- (b) TI が書面で同意しない限り、梱包費や運賃を含む如何なる追加費用も認められない。
重量による価格が適用される場合、別段の合意がない限り、原料そのものの重量が対象となる。

21. 支払条件

本注文書に基づく支払い条件は、TI の標準支払い条件に拠るものとする。

22. 税金

売主は本注文書の条項に起因して、税務当局または政府機関によって課せられることになるすべての所得税を負担するものとする。本注文書に基づく TI の各支払いは法律が求めるあらゆる控除、源泉徴収または相殺の対象になるものとする。

23. 納入期日

- (a) 売主は本契約に定められた納期を厳守することに合意する。売主は納期の遅れを速やかに TI に通知するものとする。合意された期日を遵守しない場合、契約違反と見做される。TI は、納期が遵守されなかった場合、関連する法律または本注文書によって認められるその他の権利に加えて、何らの責任を負うことなく本注文書を解除することができる。売主は、売主が納期に物品の納入または役務の提供を履行しなかった為に TI がその顧客その他に負うことになった損害賠償および違約金を補償するものとする。納期遅れの物品は TI が拒絶し売主に返品する可能性がある。
- (b) 書面にて別段の合意している場合を除き、売主は TI の納入スケジュールに規定された日時より早期にまたは規定された数量を超えて原料や生産を確保してはならない。売主の責任はスケジュールを遵守することであり、TI の要求を予測することではない。スケジュールよりも早期に TI に納入された物品は売主の負担で売主に返却される可能性がある。TI は、出荷前の物品について、本来の納入期日から 90 日以内に納入されるよう出荷スケジュールの延期につき再調整することができる。

24. 不測の事態

- (a) 不可抗力：本契約で別途規定されている場合を除き、政府の法的措置もしくは規制、火災、ストライキ、事故、その他当事者が不測の事態により制御・不能の予見できない原因により、売主がその最善の努力をしたにもかかわらず、本注文書に記載された物品の納入を妨げられ、または TI が受領を妨げられた場合、当該原因が存続している間、受領または納入の義務は停止されるものとする。売主は、
(1) 可及的速やかに初期状況の詳細な通知を TI に行い (2) 当該事態の継続中、事態改善の活動に関する詳細な状況を TI に報告し (3) 遅延による悪影響を緩和するため可能なすべての人的物的資源を活用しなければならない。当該状況が 45 日以上継続する場合、TI はその裁量で、何ら責任を負うことなく本注文書をキャンセルし、または障害状況が除去された後に売主に納入を再開させることができる。
- (b) 本条項は、売主が合理的に予見また回避できる状況（他の納入業者の納入の遅れもしくは納入物品の不足、離職、売主の雇用者が関係する労働紛争もしくはストライキ、又は第三者の装置もしくはソフトウェアの変更を含むが、これらに限られない）が原因で発生する債務を免除するものではない。
- (c) 売主は、事業中断を引き起こす事象が生じた際も事業を継続するため、適切な計画（ISO 22301 に

準拠する事業継続計画を例とする)を維持しなければならない。また、売主は、TI から要求がある場合、その計画の内容の概略を TI が審査できるようにする。さらに、売主の事業継続計画を発動するような事態が生じた場合は、24 時間以内に、かつ、TI の要求から 24 時間以内に、売主は、TI に対して、売主の製品および操業に対する当該事態の影響および当該影響からの回復のために売主が講じる手段(その計画を含む)について、TI に連絡しなければならない。当該事業継続計画を発動する事態が生じた場合、売主は、TI への供給継続を維持するために関連する行動をとらなければならない。

25. 過剰物品の出荷

売主は、本注文書に記載された数量のみを出荷するものとする。TI は荷積み、出荷、梱包または製造過程において発生した過剰物品が注文書に記載されている過剰出荷許容量の範囲内である限り受領することができる。許容量が示されていない場合、過剰は一切許されない。TI は過剰物品の受領を拒むことができる。TI は当該許容量を超える部分については、売主の費用負担で返品することができる。

26. 梱包、出荷指示

- (a) 本注文書に TI の異なる指示がない限り、売主は TI の仕様および適用される貨物運送に関する規制の両方またはいずれか一方に従って出荷物が適切に梱包表示されていることを保証するものとする。出荷は TI の出荷指示に従って行なわれるものとする。TI は貨物分類または分類資料を提供することにより売主を援助することができる。TI の異なる指示がない限り、売主は出荷物に保険をかけたり、価格申告したりできない。小包で発送する場合、売主は着払いで発送する。売主は、TI の異なる指示がない限り、割り増し運送費を避けるために、一日の出荷を 1 つの態様毎に 1 通の船荷証券に統合するものとする。出荷条件が TI と売主の過去の通常取引や、業界の取引標準に合致しない場合(例えば、特別な取扱設備、エア・ライド・サスペンションを要する場合、227キログラムを超過した、長さもしくは幅が 3 メートルを超過した、もしくは 1.6 立方メートルを超過した場合の航空輸送等)売主は、本注文書記載の TI の担当輸送部門およびグローバル・ルーティング・センターに、出荷 72 時間前に連絡し、特別な出荷指示を求めるものとする。売主は、すべてのトラック輸送を現行の「全国自動車輸送品種別関税規則」に従い分類しなければならない。輸送の方法にかかわらず、各箱、木箱、カートンには私書箱番号だけでなく TI の完全な住所、注文書番号および品目番号を表示しなければならない。小包発送は、各発送物に梱包リストを添付しその内容を記載するものとする。その他の発送については、売主は各発送物に梱包リストを添付し、注文書番号および品目番号を表示しなければならない。船荷証券も、紙ベースまたは電子的に送信されるかにかかわらず、同様に注文書番号および品目番号を表示するものとする。売主は利用する運送業者/運送様式を反映した適切な出荷物の梱包を行なう責任を負う。梱包や箱の費用は購入価格の一部と見做されるものとし、TI が注文書の中で要請しない限り、いかなる追加費用も発生しない。売主は、TI およびグローバル・ルーティング・センターが指定した運送業者を使って出荷することに同意するものとする。TI が指定した運送業者を使わず行なった出荷は、減額および輸送品の返金の対象になるものとする。
- (b) TI の指定を超える TI または売主が負担したすべての割り増し運送費は売主が支払うものとする。売主は、売主、荷送人または運送人の不適切な梱包、不適切な判断、その他の行為、不作為が原因の輸

送中の損害の責任を負うものとする。すべての FCA 条件の輸送については、売主は着払いで出荷するものとする。(小包の輸送業者による受取人払いができない場合は、売主が前払いで出荷する)

27. 輸出規則遵守

- (a) 売主は、本注文書に従って TI が提供したもしくは売主が TI から得たすべての製品、役務、財産的価値を有する技術データや情報またはその他の品目が米国政府輸出管理規則およびその他の国の輸出入規制の対象になるかもしれないことを認めるものとする。売主は、米国商務省産業安全保障局、米国財務省外国資産管理室、その他の権限を有する米国政府官庁から事前の許可を取得することなく、売主またはその子会社が、TI から売主に提供された製品、装置、ソフトウェア、技術、技術データ、技術情報（書面またはその他）、ならびに TI により売主に提供された技術もしくはソフトウェアから直接製造された製品またはそれを TI のために加工した品を含む、いかなる品目も、米国商務省産業安全保障局の米国輸出管理規則（EAR）またはその他関連する輸出管理法規則により、それら TI が売主に提供した品目、TI の技術もしくはソフトウェアの直接製品、もしくは、それを TI のために加工した製品の輸出、再輸出、移転または開示が禁止された国や目的地に、直接または間接的を問わずに輸出、再輸出、移転または開示しないことに同意する。売主は、EAR を含む、関連する米国輸出管理法規則に従って TI が売主に提供した技術データ、技術情報、その他の品目の開示およびアクセスを管理しなければならない。
- (b) 売主は、本注文書に従って、TI が売主に提供した品目、TI が売主に提供した技術もしくはソフトウェアから直接製造された製品またはそれを TI のために加工した品を、それらの品目を受け取ることを TI が許可した第三者(たとえば売主の外注業者)に提供する場合、それらの品目を輸出または再輸出する意図を持って取得していると売主が信じる理由のある個人、企業、団体に対し、そのような法律や規則を遵守する必要があることを通知するものとする。売主は TI が売主に提供した品目、または TI が売主に提供した技術もしくはソフトウェアから直接製造された製品、またはそれらに基づき売主が TI のために加工した品を輸出、再輸出するために必要なすべての輸出入許可およびその他必要な許可を取得する責任を負うものとする。売主は、さらに、必要な米国財務省外国資産管理室の許可を取得することなく、禁輸措置または制裁措置がとられている国等から米国に物品、役務または技術を TI に代わって、直接または間接を問わず、輸出、再輸出または移転をしないことにも同意する。
- (c) 売主は、TI が書面で指名した TI 従業員から許可された場合を除き、売主が TI から受領した品目、売主が TI から受領した技術もしくはソフトウェアから直接製造された製品またはその TI のための加工品の輸入、輸出、再輸出に関連して、TI を代理して輸出入書類を作成、締結してはならず、いかなる証明も表明も行なってはならない。各当事者は本注文書の義務を履行するために各当事者に必要とされる輸出入許可および輸出入書類を自己の費用負担で取得するものとする。当該政府の許可を取得できない場合、TI は本注文書の義務を終了もしくは解約することができ、またはそれらの義務の履行責任から免除される。
- (d) 本条項は、本注文書の終了または解約後も有効に存続するものとする。

28. 記録と監査

- (a) 売主は、完全かつ詳細な取引勘定を開設、維持し、本注文書に基づく適切な財務管理、文書化、コンプライアンスに必要もしくは有益な管理を行わなければならない。本注文書に関連する売主の記録、帳簿、通信、指示書、図面、領収書、外注契約書、発注書、預り証、メモ、その他のデータ（以下、総称して「記録」という）は最終支払い後 3 年間、または、法令上 3 年を超える期間の保存が必要な場合は当該期間保存する。
- (b) TI は、売主の記録（書面、電子記録、その他あらゆる形態で保存されているもの）および本注文書に関連する売主の業務を監査する権利を持つものとする。売主は、売主の本注文書の遵守状況を監査する目的のために、通常の業務時間内に、TI の内部および外部監査人に、売主の事務所、製造拠点、関連記録および物にアクセスする権限を与えるものとする。TI は監査の 24 時間前には売主に書面にて通知するものとする。TI は本条項に基づく監査権を売主の外注業者に対しても行使できる。（尚、売主の外注業者は、第 30 条に基づき TI が承諾した者でなければならない）売主は、外注業者との契約に TI の監査権を規定しなければならない。

29. サプライチェーン・セキュリティ

売主は、TI に対して物品の提供や役務の履行を行なう際、TI のサプライチェーン・セキュリティに係わる要求事項を遵守し、TI の要請に応じて、サプライチェーン・セキュリティ情報を提供する。これには、米国対テロ行為関税貿易提携（US Customs Trade Partnership Against Terrorism: C-TPAT）発動に関する売主の立場や売主の C-TPAT 状況認証番号の提供を含む、ものとする。TI から要請された場合、売主は TI が認定した輸送プロバイダーのみを利用し物品を輸送しなければならない。

30. 譲渡と業務委託

売主は、TI の書面による事前承諾なくして、その履行すべき債務を他の者に引受けさせてはならないものとし、当該承諾なき債務引受けは無効とする。売主は、本注文書に記載されている TI 役員または購買担当者の書面による事前承諾なくして、本注文書に基づいて売主が実施する作業の全部または一部を第三者に委託してはならないものとする。

31. 売主の支配権の変更

売主は、売主が他の会社を買収もしくは合併された場合、または他の会社により売主の支配権もしくは過半数の株式を購入された場合、TI に直ちに書面にて通知しなければならない。

32. オゾン層破壊物質

出荷前に TI が文書による承認を与えた場合を除き、売主は、本注文書に基づき TI に供給または TI によって輸入される製品に、クラス I のオゾン層破壊物質（ODS）が使用・取り込まれていないこと、また、クラス II ODS（Class I ODS と併せて、これらの用語は 40 CFR 82.104 に定義される）についても取り込まれていないことに同意する。TI の役員または購買担当者が、製品に ODS が含まれること、または、その生産過程に ODS を使用することを認めた場合、売主は 40 CFR 82 E 項に従って その旨を製品に表示、または、有効な方法で TI に対して警告する。売主が警告表示または出荷時の警告以外の方法で TI に警告することを選択する場合、出荷前に警告書を TI に送付する。本条項に違反した場合、本注文書

の違反に対して認められる全ての救済を受ける権利が TI に与えられ、これには、製品の受領拒否および契約解除が含まれる。

33. TI 管理化学薬品と TI 管理原料

売主は、TI 管理化学薬品および原料仕様書 (TI Controlled Chemicals and Material Specification)、番号 6453792 に従うものとする。当該仕様書は、定期的に更新され、<http://wpl.ext.ti.com> にて入手できる。

34. 紛争鉱物

売主は、TI が自らの義務を履行し、また、紛争鉱物に関する第三者からの要求に TI が応じることを支援するため、TI が指定した様式を用いて、速やかに TI に対して情報を伝える。紛争鉱物とは、米国ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) 第 1502 条および定期的に改正される法規則その他同様の性質を有するその他規則 (以下、総称して「紛争鉱物規則」という) が定義する金、タングステン、錫、タンタルおよびこれらの派生物を指す。本条項に基づく売主の義務には、TI に供給する紛争鉱物、または、TI に供給する売主の製品に使われる紛争鉱物に係わる調達先の自身の決定方法に係わる情報を TI に提供することも含まれる。さらに、売主は、自らに適用される範囲で、紛争鉱物規則およびその時点で有効な TI の紛争鉱物に関するポリシー (<http://wpl.ext.ti.com> にて入手可能) に従うことに同意する。売主は、紛争から無縁と証明された第三者から紛争鉱物を購入するためのポリシーとシステムを整備する。

35. 権利の留保

TI は、法律に基づき得られる権利と救済を明示的に留保する。

36. 権利放棄

TI が本注文書の各条項につき、任意の時点または一定の期間行使しない場合であっても、かかる条項を放棄し、また、当該条項に基づく TI の権利を放棄したことを意味するものではない。

37. 付属書

本注文書表面に添付される付属書は、本注文書の一部とみなされる。当該付属書と本注文書の規定に矛盾が生じた場合は、付属書の規定が優先する。

以上